

山梨県による「中央新幹線の環境影響評価について(要請)」に係る対応について

平成 26 年 8 月 26 日
東海旅客鉄道株式会社

平成 26 年 5 月 16 日付け 森環総第 704 号にて、山梨県森林環境部長よりいただいた御要請につきましては、以下のように対応いたします。

記

【要請内容】

1 騒音・振動について

走行に係る騒音・振動については、今後においても、新たな知見の集積や技術開発等により、更なる環境保全措置の検討を進めるとともに、補正した評価書において予測地点を追加すること。

【要請に対する対応】

- ・ 今後、山梨リニア実験線での成果により新たな知見や環境保全に係る技術が得られた場合には、これらを列車の走行に係る騒音・振動の環境保全措置にできる限り採り入れるよう、努めていきます。
- ・ 準備書についての知事意見において、周囲に比べ比較的静穏が保たれていることを理由に予測の追加を求められた箇所については、補正した評価書の第 6 章「山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解」の中で、予測値を追記しました。
- ・ 上記の事業者見解の中で予測値を示した箇所については、補正した評価書の資料編に位置図を追加しました。

【要請内容】

2 水資源について

建設工事に伴う河川、沢及び温泉源への影響については、水量、水質について工事の着手前及び期間中の監視を行い、問題点等を確認した場合は迅速に報告すること。

【要請に対する対応】

- ・ 建設工事に伴う河川、沢への影響については、第 8 章及び第 10 章に記載のとおり、

工事 1 年前から工事完了後 3 年までの間は、複数の地点を設定し、事後調査として流量や水質の継続的な計測を実施します。

- また、準備書作成時に現地調査を実施した温泉についても、工事 1 年前から工事完了後 3 年までの間は、水量や水質の継続的な計測を実施します。
- 計測の結果、河川及び沢等の減水の兆候や水質の変化等の異常を確認した場合には、迅速に県に報告を行います。

【要請内容】

3 動物、植物、生態系について

動物、植物、生態系の環境保全措置については、対象種の確認地点や地域ごとの生息状況を考慮して検討し、工事着手前に情報提供をすること。

更に、環境保全措置の実施状況並びに効果の検証結果を中間報告書等において報告すること。

【要請に対する対応】

- 今後工事实施計画認可後、用地の協議や設計等を経て、施設や工事の詳細な計画を策定する段階において、動物、植物及び生態系の環境保全措置を具体化していくにあたっては、これまでの調査結果や専門家等の助言等を踏まえ、措置の内容を検討いたします。
- 上記の具体化した環境保全措置については、工事着手前に県に情報提供いたします。
- また、これらの環境保全措置の実施状況並びに効果の検証結果については、中間報告書等において報告します。

【要請内容】

4 景観について

フォトモンタージュ等を地元で説明するとした地点については、説明に用いた資料を中間報告書等において報告すること。

また、橋梁や高架橋のデザイン等について十分に検討するとともに、中間駅の景観については、その周辺に整備する施設との調和に配慮すること。

【要請に対する対応】

- 準備書についての知事意見において、景観について予測の追加を求められ、フォ

トモニタージュ等により住民の皆様にお示しするとした箇所については、補正した評価書の第6章「山梨県知事の環境の保全の見地からの意見及びそれについての事業者見解」の中で追記したとおり、説明に用いた資料を中間報告書等において報告します。

- ・ 橋梁や高架橋の構造形式や形状については、社外の有識者による景観検討会を設置し、景観の創出と地域景観との調和の両立を基本方針としてこれまで検討を行ってきており、これらの成果等を踏まえた今後の詳細検討や設計を経て、最終的な形式及び形状等を決定していきます。
- ・ 中間駅については、平成23年11月にお示しした中間駅の建設費負担の考え方で明らかにしたとおり、駅の設備について、当社はおお客様のご利用に必要な機能を備えた上でコンパクトな駅を目指しており、今後、景観も含め詳細な計画については、山梨県等と調整していきます。

【要請内容】

5 発生土について

発生土置き場の候補地をできるだけ早期に決定した上で、環境保全措置の内容を詳細なものとするために必要な調査及び影響検討を行い、その結果について報告すること。

また、工事用車両の運行に係る事項について、実際の運行を開始するまでに実施する環境保全措置の内容を明らかにすること。

【要請に対する対応】

- ・ 発生土の受入可能場所として山梨県から情報提供があった公共事業である「早川・芦安連絡道路」及び「リニア駅周辺基盤整備」において、今後トンネル工事の発生土を有効利用していくことを、補正した評価書の資料編に搬入規模等と共に追記しました。
- ・ 現時点で具体的な位置・規模等の計画を明らかにすることが困難である発生土置き場については、第9章に必要な環境保全措置を記載するとともに、第10章に記載のとおり、発生土置き場を新たに事業者が今後計画する場合には、場所の選定、関係者との調整を行った後に、環境保全措置の内容を詳細なものにするための調査及び影響検討を事後調査として実施します。
- ・ その場合、発生土置き場の位置や規模、各調査結果、影響検討の結果、環境保全措置の計画及び実施する場合の事後調査の計画については、関係自治体と調整の

うえで、関係自治体及び地域にお住まいの住民の方への公表を行います。

- 工事用車両の運行に係る環境保全措置については、実際の運行を開始するまでに、実施する内容の公表を行います。

以上